

<区域を分ける意味>

今回の計画において区域の意味とは、就学前児童の子育て支援事業を提供するにあたり、区域内の需要と供給のバランスが取れるように施設を確保するための計画を作る範囲(パイ)を決めるものといえます。

一つのパイをみんなで分け合うことができれば、バランスが取れているということになりますが、足りなければ、追加(増設)するか、外から借りてくるかしなければなりませんし、余っていれば外に貸すか、そのまま余らしておく(腐らす)かということになります。

この区域を元に、様々な種類の施設の供給量を決めることとなりますので、計画策定にあたって重要な要素となるものです。

<区域の設定にあたって>

○目標事業量の調整単位として適切なものかどうか

区域内で需要と供給のバランスが取れるように調整が可能であることが理想的ですが、特に低年齢児は年ごとに需要の増減に波があり、施設を確保しても安定した運営を行うことが難しくなることが考えられます。これまで待機児童対策を推進する中で、児童が集まらず廃業した家庭保育室がありました。

また、施設の誘致といっても、必ずしも欲しい地域に誘致できるかという問題や、施設ごとの質の確保の問題、区域を分けることによって区域間でのサービス提供量等に対する不平不満にもつながりかねない問題が考えられます。地域を優先するあまり、実現不可能な計画とならないようにする必要もあります。逆に、利用者の意向により生活圏外の施設を希望する方がいることも事実ですので、どこまで細かい区域に分ける必要があるのかということも留意すべき点といえます。

○利用実態を反映した設定となるのか

施設利用にあたり、保護者の移動状況や、区域内における各種サービス提供量の範囲で利用可能なサービスの斡旋が行えるかということのも、区域を設定するにあたって留意すべき点となります。市内にある各駅を中心とした区域を設定することは想像にやさしいことですが、駅から遠い地域からみると、移動手段によっては必ずしも駅を中心とした区域では実態に即していないことが多く、平均した計画とは言えなくなります。

○区域設定後の制度運用にあたって

新制度においては、基本的には需要量を上回る供給量の施設が存在している場合、新たに施設の認定をすることはできません。幼稚園、認定こども園、保育所は元々認可制でしたので、あまり変わりはないように思えますが、民間の託児室（家庭保育室）、地域の児童を受け入れる事業所内保育室においては基準さえ満たせば開業はできました。今後それらは供給不足でなければ認定を受けられないので、企業等が地域の子育て支援に協力してもらえるチャンス萌芽を摘んでしまう可能性があります。

もし区域が一つならば、全体での調整ということになりますので、民間活力の導入等、弾力的な運用ができます。

○施設に入所（園）するための手続きについて

現時点では、保育所や幼稚園の入園手続きの方法については、現状と同様に実施される公算が高く、今までの手続き方法でも、市内を一つのエリア（幼稚園は市内外ほとんど関係なく）として考えてきているため、いくつかの区域に分けなくてもこれまで同様に調整等を行えると考えられます。

逆に区域を分けることによって、保育所における入所選考に区域外の施設入所は不利になるような調整をしなければならなくなるようでは、わざわざ分ける意味がなくなってしまいます。

以上のことから、担当課としては、区域は一つが合理的ではないかと考えます。